

# 令和4年度 四日市市奨学金奨学生募集要項 (追加募集)

## 1 応募資格

※次の要件をすべて満たしている方に限ります

- (1) 本市市民又は本市市民の子で経済的理由により修学が困難な方。(外国籍の方は、永住者か永住者の配偶者等、若しくはそれに準ずる方に限る。)
- (2) 令和4年度に学校教育法第1条に規定する高等学校、中等教育学校(後期課程)、高等専門学校、特別支援学校の高等部(専攻科含む)、大学(短期大学を含む)及び専修学校(修業年限2年以上の高等課程及び専門課程に限る。)に在学している方。
- (3) 世帯員の所得の合計が437万円以下であること。
- (4) 生活保護(生業扶助)を受給していないこと。
- (5) 過去に四日市市奨学会の奨学資金の貸与を受けたことがない方。ただし、次に該当する場合は除く。
  - ① 高等学校、中等教育学校、高等専門学校、専修学校高等課程並びに特別支援学校の高等部在学時に四日市市奨学会奨学生であった方が、更に上級学校に進学する場合。
  - ② 大学、短期大学、専修学校専門課程に在学する四日市市奨学会奨学生が、当該学校を途中退学した後、再度、大学、短期大学、専修学校専門課程等に入学、編入する場合。

※四日市市奨学金は、日本学生支援機構など他の奨学金との併給を制限していません。

## 2 支給額、募集人数

学 校 種 別	月額奨学金 【1/2 給付・1/2 貸与】	募集人数
高校、中等教育学校(後期課程)、高専(専攻科除く)、特別支援学校の高等部(専攻科含む)	12,000円	予算の範囲内で採用 (10名程度)
専修学校(高等課程)	12,000円	
大学、短大、高専(専攻科)	24,000円	
専修学校(専門課程)	24,000円	

## 3 応募方法

次の書類をそろえて応募してください。

※別紙「願書記入時と応募書類を整える際の注意事項」をよく読んで準備してください。

- (1) 奨学生願書(所定の様式のもの)
- (2) 住民票謄本(世帯全員のもの) { 本人の除票を含む。「世帯主」「続柄」が記載されるよう申請してください。外国籍の方は、特記事項に在留資格が記載されたもの。市役所市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)及び市民窓口サービスセンターで交付
- (3) 本人と生計を一にする者の令和3年度所得課税証明書(市役所市民課、各地区市民センター(中部地区市民センターを除く)及び市民窓口サービスセンターで交付)
- (4) 作文(所定の様式のもの)  
(テーマ: 奨学金の支給を受けながら将来のために学びたいこと) 400字程度

※応募関係書類は、返却いたしません。

#### 4 募集期間

令和4年6月1日～6月20日 17:00 (必着)

#### 5 応募方法

所定の書類を整え、四日市市教育委員会教育総務課へ持参又は郵送で提出してください。

#### 6 奨学生の採用決定について

- (1) 募集人数は10名程度です。採用は予算の範囲内で行うため、採用されない場合もあります。
- (2) 選考にあたっては、家計支持者の収入だけでなく、家族構成（父子・母子家庭、在学中の兄弟姉妹の有無等）を考慮したうえで、総合的に判断します。
- (3) 奨学生採用の可否については、申請者本人へ四日市市奨学生採用決定通知書又は四日市市奨学生不採用通知書により通知します。
- (4) 奨学生として採用が決定された方については、連帯保証人を1名定めていただきます。返還完了まで責任の持てる方であれば、親権者又は収入がある成人の親戚・知人等を連帯保証人として定めることができます。

#### 7 月額奨学金の支給について

月額奨学金を、在学する学校の正規の最短修業期間、年3期に分け5月（4ヵ月分）、8月（4ヵ月分）、12月（4ヵ月分）に、本人名義の指定口座へ振り込みます。ただし、支給開始月によって変更となる場合があります。

#### 8 月額奨学金の返還について

- (1) 支給を受けた月額奨学金の貸与部分については、支給終了後1年経過した後に、10年間で年賦によって、無利息で返還していただきます。
- (2) 返還時の1月1日に市内に居住する場合は、その翌年度の返還額を上限として免除することができます（居住地に住民票があることが必要です）。
- (3) 年賦払いの返還金額は、四日市市が定めます。
- (4) 奨学金の支給にあたっては返還部分が滞納となった場合、その解消のために四日市市が行う、返還者の個人情報の収集等への同意が必要です。
- (5) 返還の目安（令和4年7月支給開始の場合の例）は概ね別表のとおりです。

お問い合わせ先

〒510-8601 四日市市諏訪町1番5号

四日市市教育委員会 教育総務課 TEL354-8236（直通）

(別表)

学 校 種 別	支給月額	支給 期間	支給総額	うち返還額	年 賦 額	返還 期間
高校、中等教育学校（後期課程）、特別支援学校の高等部（専攻科含む）、専修学校（高等課程）	12,000 円	32 ヲ月	384,000 円	192,000 円	19,200 円	10 年
		20 ヲ月	240,000 円	120,000 円	12,000 円	
高等専門学校（専攻科除く）	12,000 円	56 ヲ月	672,000 円	336,000 円	33,600 円	10 年
		44 ヲ月	528,000 円	264,000 円	26,400 円	
大学、短大、高等専門学校（専攻科）、専修学校（専門課程）	24,000 円	44 ヲ月	1,056,000 円	528,000 円	57,600 円	10 年
		32 ヲ月	768,000 円	384,000 円	43,200 円	
		20 ヲ月	480,000 円	240,000 円	24,000 円	
大学（医科、歯科）	24,000 円	68 ヲ月	1,632,000 円	816,000 円	81,600 円	10 年
		56 ヲ月	1,344,000 円	672,000 円	67,200 円	

○令和4年7月支給開始の場合の例

※この募集要項はホームページから印刷することができます。